



Title	タバコ植民地における白人家族：家族史と人口史によるアプローチ
Author(s)	和田, 光弘
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1988, 22, p. 17-39
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48022
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

タバコ植民地における白人家族

—家族史と人口史によるアプローチ—

和田光弘

十七・十八世紀、北米大陸のタバコ植民地——メリーランド植民地とヴァージニア植民地——では、強制労働力に基礎をおくるタバコ・プランテーションが広汎に営まれ、巨大なイギリス第一帝国の「辺境」として、極めて特異な社会経済構造が生み出された。⁽¹⁾いわゆる「人種奴隸制社会」であり、その実体は、白人共和制・黒人奴隸制の共生という驚くべきパラドックスである。もちろん、この図式は経済構造に基づいて枠組みを固定されていたのだが、社会構造の視点からするならば、白人社会と黒人社会は、不斷の接触によって影響を及ぼし合いつつも、それぞれ独自の展開を示したといえる。その展開の具体像は、社会を構成する最も基礎的な単位即ち「家族」の歴史的動向を観察することによって、的確に把握することができる。タバコ植民地をめぐる研究が、最近、合衆国で著しい進展を遂げているのも故無しとしないのであって、この「家族史」・「人口史」からするアプローチこそ、いわゆる「新

しい社会史」の成果なのである。⁽²⁾

しかしながら、わが国において、これらの視点を取り入れた研究は極めて少なく、特に白人社会の家族史・人口史に関しては皆無に近い。そこで本稿では、タバコ植民地における白人社会の変容を、家族史と人口史のアプローチを相互に絡めつつ、論じてゆきたい。分析の手法としては、計量データに裏付けを求めるとともに、プランターの書簡・日記など、記述史料も利用する。かかるアプローチによつて明らかにされるタバコ植民地の白人社会、その家族史・人口史は、本国イギリス、ニューアイングランド植民地などと比して、かなり異なつた様相を呈するはずである。

二

さて、タバコ植民地における白人社会の家族形態・人口動態の変遷を考察してゆく際、有効な指標となるのが、「移民社会」から「ネイティヴ社会」への「人口転換」という概念である。簡単に説明すれば、次のようになる。すなわち、移民社会とは、(1)移民が人口の大部分を占め、(2)短命、(3)晩婚で、(4)男性が多く、(5)子供数が少ないため、(6)自然増が不可能な社会であり、ネイティヴ社会とは、(1)ネイティヴが人口の大部分を占め、(2)長命、(3)早婚、(4)性比がバランスしており、(5)子供数も多く、(6)自然増が可能な社会である。そして、平均余命、性比、平均初婚年齢、完結出生児数、人口再生産率などのデータにもとづいて推定するならば、この移民社会からネイティヴ社会への人口転換は、一六八〇年代頃、移民の第二世代を核として始動し、一七二〇年代に一応の完成を見たことがわかるのである。⁽³⁾表1にあるように、人口モデルを設定して分析をおこなつてみても、ほぼ整合的な結果が

表1. 白人人口モデル

N: 白人総人口、R: 再生産可能人口、R^m: 再生産可能な移民数、S: 再生産不可能人口、S^m: 再生産不可能な移民数、r: 再生産可能人口の自然増加率、d: 再生産不可能人口の死亡率、k: 移民の馴化時における死亡率、とおいて、

$$N_0 = R_0 + S_0 \quad <\text{スタート時}>$$

$$N_1 = R_0(1+r) + (1-k)R_1^m + (1-d)S_0 + (1-k)S_1^m \quad <\text{1期目}>$$

$$N_2 = R_1(1+r) + (1-k)R_2^m + (1-d)S_1 + (1-k)S_2^m \quad <\text{2期目}>$$

.....

$$N_n = R_{n-1}(1+r) + (1-k)R_n^m + (1-d)S_{n-1} + (1-k)S_n^m \quad <\text{N期目}>$$

$$= R_n + S_n$$

$$\therefore R_n = R_{n-1}(1+r) + (1-k)R_n^m$$

$$= \{R_0(1+r) + (1-k)R_1^m\} (1+r)^{n-1} + (1+r)^{n-2}(1-k)R_2^m$$

$$+ (1+r)^{n-3}(1-k)R_3^m + \dots + (1+r)(1-k)R_{n-1}^m + (1-k)R_n^m$$

(1+r) = x、1期間10年とし、メリーランド植民地のデータをあてはめると、

$$24569 = 0x^7 + 122x^6 + 368x^5 + 1232x^4 + 3362x^3 + 3878x^2 + 2330x + 2102$$

これを解いて、x=1.3005

再生産可能人口の自然増加率(r)は、年、2.662%

人口モデルによる人口転換

年	再生産可能人口の 自然増加数(人)	再生産不可能人口の 死亡数(人)	差 (人)
1635-39	0	125	-165
1640-49	37	94	-57
1650-59	158	202	-44
1660-69	576	396	180
1670-79	1,759	904	855
1680-89	3,453	1,493	1,960
1690-99	5,191	1,836	3,355

(Anderson & Thomas, "The Growth of Population," 307, 309のデータ等より計算作成)

得られる。⁽⁴⁾つまり、タバコ植民地の人口史・家族史を捉える際、巨視的には、一六八〇年代～一七二〇年代を境に、一七世紀・一八世紀という大まかな時期区分が、極めて有効な指標となりうるのであって、以下、この時期区分の設定に従つて、考察してゆくことにしよう。

三

まずは十七世紀、とくにネイティヴ社会への人口転換が開始される一六八〇年代以前のタバコ植民地の家族形態から、見てみよう。この時期（とくに一六五〇～八〇年代）は、社会的流動性が高く、富の分配も比較的平等な「ヨーマン・プランター」の時代であり、南部特有の階層社会は、いまだ形成されるに至っていない。平均余命の短さから、世代間の連続性は極めて薄く、父親は子供が成人する以前に大部分死亡し、子供の将来をコントロールできない。⁽⁵⁾このことは、子供の側から見れば、比較的早いうちに自立可能であったことを意味する。⁽⁶⁾また、プランターの妻は、不可欠な労働力として、夫や子供とともにタバコ・プランテーションでの労働に従事した。つまり、「家父長的（パトリアーカル）家族」のイデオロギーの中核たる「性別分業」は、実現不可能な状況だったのである。家父長的家族は、南部（植民地）においてしばしば見受けられる家族形態であるが、十六世紀には、それはいまだ出現していなかつたということになろう。

また、婚姻期間の短さと、女性の平均初婚年齢が男性に比してかなり低いという事実は、⁽⁷⁾家族形態に大きな歪みを引き起こした。残された子供の地位の不安定さと、大量の寡婦の出現である。子供の地位の不安定さは、数量的には、孤児となつた子供の割合が非常に高いことから明らかとなる。⁽⁸⁾一連の法律によって、これら孤児を救済す

タバコ植民地における白人家族

る手段が整備され、「孤児裁判所」が活発に機能する。⁽¹⁰⁾もちろん、名付け親や親族、両親の友人等が引き取る場合もあったが、⁽¹¹⁾この時期には親族グループの形成が不十分で、十分なバック・アップとはなりえていない。もともと、十七世紀のタバコ植民地では、乳幼児期の高死亡率のため、両親の子供に対する愛情は次世紀ほど濃くなかったとされているのだが、⁽¹²⁾父親のみを失った子供も「孤児」として、孤児裁判所の保護対象となつておらず、両親共に死亡している場合はなおさら、社会が家族の代替行為を遂行したのである。

一方、大量の寡婦の出現は、高い再婚率⁽¹³⁾によつてカバーされた。ある研究者は、この時期を“widowarchy”的⁽¹⁴⁾の時期と名付けているが、再婚は、夫を失つた女性およびその子供たちにとって、生活再保障システムとして機能したのである。しかしこれは、家族形態にも大きな影響を及ぼした。すなわち、妻を中心として、連れ子、新しい夫、夫の家族を含む複合ハウスホールドが形成されたのである。この複雑な家庭環境の中では、妻が決定的な役割を演じており、それは単に心理的側面にとどまらず、経済的側面（労働力の提供、前夫の遺産の一部を所有）にも及んでいた。十七世紀の女性の地位がかなり高かつたと考えられるゆえんである。⁽¹⁵⁾また女性は、「噂」という手段を用いて、積極的に世論形成に参加していたことも、最近の研究で明らかにされている。⁽¹⁶⁾しかしながら、複合ハウスホールドのなかでは様々な軋轢（とくに連れ子の遺産を巡つて）が生じており、孤児の場合も、後見人とのトラブルは非常に多い。十七世紀におけるこのような世帯内での軋轢は、まさに、移民社会の人口動態指標の歪みをそのまま投影したものであると言えよう。

四

しかしながら、かかる状況は、十八世紀に入ると、大きな変化を遂げることになる。人口学的諸条件の改善（一七二〇年代までにネイティヴ社会への移行が一応、完成）と、黒人奴隸の大量導入（一六九〇年代から）とが、その原因である。

まず、平均余命の改善は、婚姻期間の長期化を通じて、家庭生活の安定化をもたらした。たとえ夫が先に死亡したとしても、その時点では妻の年齢が四〇歳以上であることも稀ではなく、性比のバランスも手伝って、再婚率は大きく低下してゆく。⁽¹⁷⁾ 孤児の数も減少を示し、さらには、いとこ婚による親族グループの発達が、私的なバック・アップの強化に寄与したこともある。⁽¹⁸⁾ 公的な孤児救済機関たる孤児裁判所の活動は縮小の一途を辿る。しかし一方で、父親（夫）の長命化は、子供に対する父権の強化をもたらした。子供の結婚時まで生存している父親の割合は増大し、⁽¹⁹⁾ 財産の分配を切り札として、父親は子供の婚姻の決定権を掌握したのである。子供（息子）の結婚時に土地を与える父親もいたが、遺産を譲り受けけるまでに子供は概して長く待つ必要があり、自立・独立は、かなり遅れることとなつた。とくに奴隸の所有数が増えてくると、プランターたる父の、子に対する支配権は、さらに強化されたのである。

また、奴隸導入は、妻の立場も大きく変化させた。畠仕事から解放され、家庭内労働が、妻の仕事の主要部分となつたのである。いわば、専業主婦の誕生である。もつとも、この現象は、奴隸を所有できたプランター層に限ることであつて、奴隸を所有できなかつた小プランターおよびテナント層は、依然として十七世紀のバタンを継

タバコ植民地における白人家族

続させていたと考えられる。また、ごく少数の巨大プランターの妻は、家庭内労働を女奴隸にまかせ、自ら労働に従事しないこともあるたが、大部分のプランテーションでは、女奴隸も専ら畠仕事に従事しており、家事は、プランターの妻の重要な仕事だったのである。食事・洗濯などはもちろんのことであるが、とくに服作りなどは、一種の室内工業とみなせるほどの展開を示すことになる。⁽²¹⁾ また、娘とともに家事をおこなうことによって、母から娘への連続性が強調されることにもなった。次の書簡史料は、かかる状況の証明と考えられよう。

① Abraham Tilghman II 「52歳、8親等」 → Richard Tilghman III 「35歳、8親等」

「私は、家族が元気なことを、神に感謝いたします。一一歳と一三歳の二人の娘も、物心ついてまいりました。すぐにでも、一人前の女性となつて、この世という舞台の上で演ずるべく、与えられた役割へと入つていかんばかりであります。娘たちは、私の妻の…（中略）…仲間入りをするのです。」（5/1/1740）⁽²²⁾

以上のような十八世紀の家族の諸特徴は、すべて一点に収斂している。すなわち、家父長的家族の成立である。夫はプランテーション経営、妻は家庭内労働という性別分業の完成と、子供に対する父権の強化は、父親（夫）の家父長的支配をもたらしたのである。このことは、妻（＝女性）の側から見れば、地位の低下を意味する。植民地時代を通じて、タバコ植民地の女性の地位は一貫して高かったとする研究者もあるが、少なくとも経済的側面に関して見る限り、その主張は正鵠を射てはいない。数量的な例をあげれば、妻を遺言執行人に任じる夫は、十八世紀以降、減少傾向を示しており、また、妻への遺産の分配率は十七世紀とあまり大差はないものの、もし妻が仮に再婚した場合、ホーム・プランテーションの放棄を求める条件を付した遺言状は、大幅に増加しているのである。⁽²⁴⁾ つ

表2. 人口密度と平均初婚年齢の相関係数

男性の平均初婚年齢のデータを用いた相関係数 (N=11)	0.857
女性の平均初婚年齢のデータを用いた相関係数 (N=11)	0.823

人口密度：オール・ハロウズ教区（アン・アランデル郡、メリーランド）のデータ(sq. mi. 当たり)(Earle, C.V., *The Evolution of a Tidewater Settlement System: All Hallow's Parish, Maryland 1650-1783* (Chicago, 1975), 59)

平均初婚年齢：メリーランド南部のデータ (Kulikoff, *Tobacco and Slaves*, 437)

表3. 平均家族規模（子供数）の時系列データ

(a) 1650	1700	1750	1800年
	5.5人	7.4人	5.5人
(b) 1658 - 69 1670 - 79 1680 - 89年			
3.2人	2.6人	2.9人	
(c) —1689 1690 - 1719年			
	3.0人	3.7人	
		(3.6人)*	

(註) (a)メリーランド・タイドウォーター地域におけるネイティヴ女性のマリッジ・コーホートを対象 (Kulikoff, *Tobacco and Slaves*, 60より)

(b)チャールズ郡（メリーランド）における結婚契約を対象 (Walsh, "Charles County," 70より)

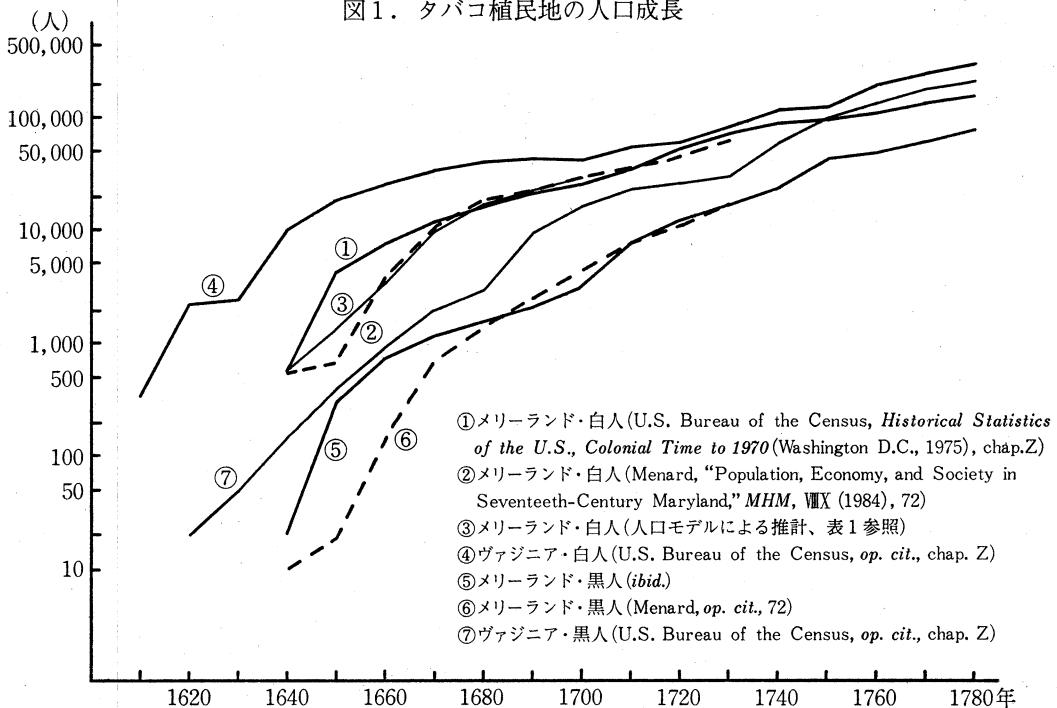
(c)チャールズ教区（ヨーク郡、ヴァージニア）において、当該期間に出生した男子（のちに父親になる）のコーホートを対象 (Smith, "Mortality and Family," 419-420より)

*移動の影響を除去した数値

まり、女性（妻）は、母ではあっても、もはや決して、夫の仕事に関与する地位は与えられていないのである。また、この時期、多くのプランターの家族は、両親とその実子のみによって構成されるようになってきており、父親の支配のもとで、家庭内の軋轢は、かなり減少したと考えられている。⁽²⁵⁾もちろん、法的な面でも、男性（夫）優位の原則は確実なものとなっていた。⁽²⁶⁾かくして、南部的な家父長的家族のイデアル・タイプが形成されてゆくのである。

しかしながら、かかる状況は、当時の社会経済的条件とも相まって、ひとつの大好きな人口史上の変化をもたらすことになった。すなわち、早婚から晩婚への移行である。ネイティヴ社会の特徴のひとつである早婚が、一七五〇年代を境にして、いわゆるハイナルの意味での本国型の晩婚へと、一種の回帰現象（Jカーヴ）を示したのであり、これは次のように理解することができる。⁽²⁷⁾ネイティヴ社会の多産性によつて、人口は著しい自然増を開始するが、これが人口圧を高め、土地の相対量の低下、地価の持続的上昇をもたらす。一方、旧タバコ耕地の生産性は十八世紀半ば以降、低下傾向を示し、一人当たりタバコ生産性も、それに連動して低下する。⁽²⁸⁾このように、経済効率の高い土地の入手が困難になつたことへの対応策として、フロンティア地域（ピードモント地域）への移住、集約的農業技術の採用などがおこなわれたが、結果的に最も効率的な対応として、晩婚現象が生じたのである（表2参照）。結婚前に世帯を形成することや、結婚後に両親と合同で世帯を形成することは稀であつたため、晩婚は、直接に世帯形成の難化を意味することになる。もちろん、先述したように、父親の長命化により、遺産というかたちでの、早期の土地獲得も困難になつていたのである。そして、子供や女性の死亡率が、十八世紀には男性ほどの改善を示しておらず、比較的安定していたという事実と、この晩婚現象が結びつき、ファミリー・サイズ（家族規模

図1. タバコ植民地の人口成長



＝子供数）の縮小という現象をもたらすことになった（表3参照）。これは、人口増加率が、十八世紀半ば頃から鈍化していることからも、証明される（図1参照）。もとも、かかる状況下での動向が、社会階層によつて異なるものとなつたのは当然のことであり、実際、下層ほど初婚年齢が高かつたことが指摘されているし⁽²⁹⁾、子供数の縮小によつても対応しきれなかつた場合、ピードモント地域への流出が生じたことも知られている。⁽³⁰⁾しかしながら、概して、このファミリー・サイズの縮小は、子供一人当たりに対する様々な意味での重要度を高めることとなり、「子供中心の家族（child centered family）」を出現させたのである。⁽³¹⁾

五

十八世紀（とくに一七二〇年代）に入つて形成された家父長的家族から、以上述べてきたような諸条件のもとで、一種、論理的に、十八世紀半ば以降の「子供中心の家族」の出現が示されたわけであるが、これが、家父長的家族から「子供中心の家族」への移行なのか、それとも、家父長的家族の枠組みのなかで「子供中心」の傾向が生じたのか、研究者の意見の分かれるところである。⁽³²⁾どちらの立場をとるにせよ、「子供中心」という、新しい心性が生じたことに間違ひはない。平均余命の改善によって祖父母の生存期間が長くなつたこと、および、上層プランターが十八世紀半ばまでに親族ネットワークを作り上げたことなどが、ある程度、子供を spoilする環境をもたらし、この傾向にさらに拍車をかける結果となつた。⁽³³⁾具体的に言うならば、子供の結婚に際してかなりの程度の自由を認めたり、教育において、親への服従ではなく、むしろ将来の自立を促進するような方向づけがなされたりといった、様々な事柄を意味している。⁽³⁴⁾教育関係の書簡史料として示唆に富んでいるのは、以下の②～⑤である。⁽³⁵⁾

③Martha Jaquein [59歳、おば] → Edward (Neddy) Ambler [16歳、甥]、John (Johnny) Ambler [14歳、甥]
「愛しの子供たちよ、どうか一生懸命に勉強してやれ。あなたがたの良い行いを耳にされど、」両親ももう少し満足な
やうやく」⁽³⁾。(4/28/1748)

④Richard Ambler [~、父]、Elizabeth (Eliza) Ambler [~、母] → Edward (Neddy) Ambler [15歳、息子]、John
(Johnny) Ambler [14歳、息子]
「永く、手紙を有難う。学校で知識を吸収し、現在の利点を最大限に生がそらとぶらおまえたちの決意、
私のお母さんも大変喜んでいます。将来のおまえたちの人生のなかで、おそらく十分に報われるやうやく。」(8/1/1748)

⑤Richard Ambler [~、父] → Edward (Neddy) Ambler [17歳、息子]、John (Johnny) Ambler [15歳、息子]
「普段の会話や他人との交遊、おまえたち同士の場合でも、常に謙虚な態度で、愛想よく、礼儀正しく、相手のことを思ふ
やうやく」。そうすれば、必ずや、皆の敬愛を集めるとがやうやく。⁽⁴⁾。(5/20/1749)

⑥Jonathan Boucher [22歳、友人] → Rev. John James [30歳、友人]

「私は、自分の子供が黒人の女中に育てられるなど、とても我慢がなりません。思うに、これが、当地の人々「メリーラ
ハドの上流階級」のといつもない過誤であり、子供たむに多くの不都合をあたへしてくる元児なのぢや。」(8/7/1759)

ヨーロッパなどと比較して、タバコ植民地のプランターの書簡や日記には、家族への愛情と優しさを表現
した文言が多いという指摘も、まさに故無しとしないのであり、それは、子供に愛称で呼び掛けるなどといふ些細
な点からも、明らかにされるのである。⁽³⁾子供への愛情を表現した書簡史料としては、次の⑥～⑯をあげる。⁽³⁾がで
きよう。

②Richard Tilghman III [45歳、♂親等] → Abraham Tilghman II [32歳、♂親等]

「愛しい息子に恵まれて、私は幸せです。明日「歳になるウイリアム〔因男〕」の日です。……わたくし、子供が財産であるならば、私は、大金持ちなどいたといひでしゃうか。」(3/15/1750)

③Richard Tilghman III [30歳、♀親等] → Rev. P. Crome [30歳、♀親等]

「娘〔アンナ・マリア〕は、先の六月九日で三歳になつたのですが、とても愛くるしい子で、われわれ一家の、いわば最後の慰めだと、確信しておられます。」(日付不詳。ただし、6/1763 以降)

④Levin Joynes [35歳、夫] → Ann Joynes [32歳、妻]

「かわいい子供たちに、よろしく伝えてくれ。サッキー〔スザンナ、長女〕には、良い子でいるように、学校のないときは家で本を読むようだ。ふと勉強したら、お父さんが聖書と指貫を買って帰ってくると言つてやつてくれ。……機会のあるごとに、ランチーンの状況を知らせて貰いたいのだが、まずは何よりも、おまえと、かわいい子供たちの健康状態について知らせてほし。」(11/4/1788)

⑤Levin Joynes [35歳、夫] → Ann Joynes [32歳、妻]

「機会があれば必ず、おまえ自身と子供たちの健康状態を知らせてくれ。……追伸 子供たちによろしく。悪戯をしたるお父さんが怒るよ、よく言い聞かせてくね。」(11/8/1788)

⑥Levin Joynes [36歳、夫] → Ann Joynes [33歳、妻]

「私は、今、元気でやつてゐる以外、特別、知らせることがない。しかし、おまえなどでは、これが一番良い知らせだと頷く。私にとっても、おまえと、かわいい子供たちが元気でやつてゐるというのが、一番の知らせなのだ。子供たちによろしく。私は子供たちを愛してゐるし、いつもおまえたちのことを常に心に留めておくよ

う、子供たわむ伝えてくね。」(11/22/1789)

⑪Levin Joynes [37歳、夫] → Ann Joynes [34歳、妻]

「子供たわ全員だ、お父かへ(Daddy) が愛しにふるむ伝えてほし。」(12/28/1790)

⑫Mary (Molly) Tilghman [出生年不詳、じゅうり] → Mary (Polly) Pearce [21／22歳、じゅうり]
 「彼女〔ライト夫人、遠戚〕の話は、めいざのキャロライン嬢〔ライト夫人の娘、1～1歳〕と、ボブ坊や〔ライト夫人の息子、1～3歳〕のことでしたが、当の子供たわな、姉〔長女、ナッシー〕がおじやましてふるあいだじゅう、カーペットの上で喧嘩をしていたやうだ。」(1783～1784)

⑬Mary (Molly) Tilghman [出生年不詳、じゅうり] → Mary (Polly) Pearce [21／22歳、じゅうり]
 「最初の三週間、私は一歩も外へ出れませんでした。ほんとに、お産の手伝いやの何やうで、大変でした。私がいなかつた、何にもできなかつたでしょうな。」(1/29/1789)

⑭Henry Hollyday I [25歳、息子] → James Hollyday I [44歳、父]

「敬愛する父かれ、お母わへ(honoured father and mother)」(12/10/1740)

⑮Robert Lloyd [a. 親戚] → James Hollyday II [王生年不詳、親戚]

「〔彼は〕魅力的で活発な自分のおかげで、過度なくふるむ(excessively) 感じやうおや。」(6/14/1756)

また、次の史料は、Gordon ハウス、ガーシニアのプランターの日記であるが、⑯～㉔は、娘のグティの病氣を心配してじぬ記述、㉕～㉗は、娘のサリーが、生後間もなく亡くなった箇所である。⁽³³⁾

⑯「E先生〔フランシッド先生〕が九時頃きて、終日、家にいてくれた。愛しいベティは、かわいそらは、はしかで、ひどく具合が悪いく。」(6/12/1759)

⑰「ナンシー、セリー、ベティ、みんな、はしかにかかるでござる。」(6/16/1759)

⑯「愛しいベティは、かわいそうに、百日咳で、発熱と悪寒に苦しんでござる。」(10/10/1759)
 ⑯「私の愛しいベティは、とても具合が悪い。……我々を創りたもうた偉大な神は、何が我々に最もよきやわしいのか、よく見え存じのはずだ。それゆえ、何事においても、神の意に従うよう、努めなければならぬ。」(10/12/1759)

㉑「私の愛しいベティは、具合が良くない。」(12/31/1761)

㉒「私の愛しい子供が良くなつたことを、神に感謝いたしました。」(1/1/1762)

㉓「愛しいベティは、かわいそうに、昨夜、ひどく具合が悪かった。」(3/28/1762)

㉔「私の愛しいベティは、木曜日からずっと調子が良くない。今朝は、そんなど悪くないようだったので、私は会合に出掛けた。……だが、家に帰つてみると、ベティの具合は思わしくなく、おもむく、ひどく悪化してしまつた。回復の望みをほんんど失いかけたほどだったが、ありがたいくらいだ、あの偉大な先生が快く治療してくれた。寝室へ引き取る前には、非常に良くなつていだ。」(9/26/1762)

㉕「ベティが良くなつたので、私は、八時頃、旅行に出発した。」(9/28/1762)

㉖「私たちのかわいい子供、サリーは、今日、トッド師によつて洗礼を受けた。」(6/5/1762)

㉗「私たちの愛しいサリーは、ここ数週間、具合が良くない。」(7/28/1762)

㉘「昨夜、サリーを見て貰うために、チャーチヒル夫人を呼んだ。……子供の具合は良くない。」(7/29/1762)

㉙「私たちの愛しい子、サリーは、かわいそうに、ひどく悪い。妻が、フランド先生のところへ薬と処方を貰いに行つたが、何も出してくれなかつた。子供が、こんなにひどい状態なの！」（7/31/1762）

㉚「九時頃、愛しい子供は、私たちのもとを去つた。ああ、なんでこじだ！ 我々は皆、こんな悲しいことを覚悟しなければならないのか！ 願わくば、これが、我々を振り動かし、すべてのもの上に愛情を降り注がんことを！」（8/1/1762）

㉛「私たちの愛しいサリーは、今晚五時頃、お墓に入った。」（8/2/1762）

六

さて、しかしながら、子供への愛情が最も端的な形で明示されるのは、遺産分配という側面においてであろう。実は、タバコ植民地の遺産相続は、法律では長子（限嗣）相続とされていたものの、十七世紀から一貫して、分割相続がおこなわれてきていたのである。⁽³⁹⁾ したがって、とくに十八世紀半ば以降と限定するわけにはいかないが、家系の維持もあることながら、子供への平等な愛情が、物質側面からも言いうるのである。

もともと、この分割相続の傾向は、大プランターほど強かつたことが知られている。⁽⁴⁰⁾ 階層社会の成立・富の分配の不平等化は、大プランターの成長・富の集中化をもたらしたが、これを背景として、大プランターは、可能な限りの均分相続を実現させていったのである。一方、小プランターおよびテナント層（表4参照）は、もし分割相続をおこなえば、タバコ作りに必要な最低限の面積を維持することすら覚束なくなるケースが多く、限嗣相続への性向が強かつた。とくに、十八世紀半ば以降は、人口圧による土地所有規模の縮小現象も手伝つて、限嗣相続の傾向は、中規模プランター層へも拡大してゆくことになった。したがって、十八世紀半ば以降には、中小プランターと

表4. 戸主にしめるテナントの割合 (%)

郡	年	1660	1701-10 (1704-6)	1733	1756*	1771*	1776	1783
St. Mary's	c. 10	33(30/35)						
Charles	c. 10	28(30/35)					53.5	
Somerset		21					33.3	
Anne Arundel		c. 35						
Prince George's		(30/35)		61.1	68.4	58.4		
Talbot			19.2	60.2	72.7		55.6	
Queen Anne's				49.1	55.8			
Baltimore				54.3	59.0			
Caroline							49.4	
Calvert							49.8	
Harford							49.9	

(註) *の年のデータは、白人成人男子（自由民）にしめる割合。

c. のついた数値は、概算値。

(Carr & Walsh, "The Planter's Wife," 563; Clemens, P.G.E., "Economy and Society on Maryland's Eastern Shore, 1689-1773," in Land, et al., eds., *Law, Society, and Politics*, 165; Foster, R. & Papenfuse, E.C., "Les grands planteurs du Maryland au XVIII siècle : une élite politique et économique," *AESC*, XXXVII (1982), 556; Menard, R.R., "Economy and Society in Early Colonial Maryland" (The University of Iowa, 1975), 425; Skaggs, D.C., "Maryland's Impulse toward Social Revolution, 1750-1776," *Journal of American History*, LIV (1968), 772; Stiverson, G.A., *Poverty in a Land of Plenty: Tenancy in Eighteenth-Century Maryland* (Baltimore, 1977), 144-145; Walsh, "Charles Conuty," 217のデータより計算作成)

のコントラストにおいて、大プランターの分割相続の傾向は、一層はつきりと浮かび上がることになったのである。のみならず、遺産目録のデータによると、富のランク上位二〇パーセントの大プランターは、親族グループや、友人などの疑似親族グループにも、かなりの遺産を贈与していることがわかる。⁽⁴²⁾依然として家族のみに遺産を残し続けていた中小プランターとのコントラストが、ここでも明瞭に示されるのである。

分割相続は、しかしながら、均分相続を指向していたとはいっても、必ずしも完全な均分ではなかつた。南部植民地の数量的史料には、土地に関する記載が極めて乏しいため、分配の比率はわかりにくいのだが、通常のパターンとしては、次のように考えられている。⁽⁴³⁾すなわち、長男はホーム・プランテーションを受け継いで、家族の保護・父の財産の管理等をおこない、次・三男は、外周辺部の未開拓地、クローラー（分散プランテーション）を相続したのである。娘は、持参金として周辺部の土地を貰い受けたり、男系の子孫がない場合、いくつかの条件つきで不動産の贈与を得るケースもあつたが、不動産の相続は概して稀であった。つまり、不動産の相続は、分割（均分）相続とはいっても、実際には、家系の経済的基盤を完全に確保したうえでの、均分指向だったのである。これに対して、動産の相続は、完全な均分相続がかなりの比率を占めており、娘には、持参金として、息子よりも多くを与える場合もあつた。つまり、不動産分配の不平等を、若干、緩和する機能を有していたのである。かかる事情から、とくに大プランターにあつては、遺産をめぐつての兄弟間の争いは少なかつたとされており、むしろ、父の後を継いだ息子と母親の争いのケースが報告されているほどである。⁽⁴⁴⁾

ともかく、分割相続の傾向は、父親にとつてみれば、息子たちをホーム・プランテーションおよびその周辺クローラーに配置することを意味しており、それゆえ、地域社会・周辺の親族グループ・疑似親族グループとの関係

を、より強固にするという結果をもたらした。一方、家族規模の縮小とも相まって、いわゆる「次・三男問題」に対する安全弁ともなったのである。⁽⁴⁵⁾もし、長子（限嗣）相続が厳しく守られておれば、次・三男は、社会的・地理的流動性のなかに投げ込まれていたはずであるが、数量データから、とくに社会的流動性に関してはその低下がわかつており、⁽⁴⁶⁾分割相続のもたらした社会的影響は、この面からも支持されるのである。

もとも、以上見てきたような分割相続、家父長的家族、「子供中心の家族」などは、何度も指摘したように、ある程度の経済的基盤を背景として成立したものであって、この基盤を欠いた小プランター・テナント層にとっては、必ずしも実現可能なものではなかった。むしろ彼らは、家庭内ではなく、南部白人社会全体のなかで、名望家の大プランターを「父」、自らを「子」として位置づけ、家父長（パーテル）たる大プランターのもうひとつ側面、すなわち「温情支配（ペターナリズム）」のもと、黒人奴隸を完全に排除する「白人共和制」の形成に、寄与することになったのである。つまり、十八世紀に入ってから、人口学的諸条件と相まって成立してきた大プランターの家父長的家族像は、拡大され、南部社会全体のイデオロギー、その雰形として、のちのアメリカ史に大きな影響を与えることになったのである。

（付記）本稿は、日本西洋史学会第三八回大会での発表に、加筆・修正したものである。

注

- (1) 川北稔『工業化の歴史的前提——帝国主義ハシマ——』(新波書店、一九八三年)、第七章参照。
- (2) Smith, D.B., "The Study of the Family in Early America: Trends, Problems, and Prospects," *WMQ*, 3rd Ser.,

- (3) 『植民地社会の展開——労働力転換と遷入』(『西洋歴史』1971年) 参照。
- (4) 人口や少くともその他の諸事態 Anderson, T.L. & Thomas, R.P., "The Growth of Population and Labor Force in the 17th Century Chesapeake," *Explorations in Economic History*, XV (1978); id., "From the Parts to the Whole: Modeling Chesapeake Population," *EEH*, XVIII (1981); Menard, R.R., "The Growth of Population in the Chesapeake Colonies: A Comment," *EEH*, XVIII (1981).
- (5) Kulikoff, A., *Tobacco and Slaves: The Development of Southern Cultures in the Chesapeake, 1680-1800* (Chapel Hill, 1986), 166-167.
- (6) Smith, D.B., "Mortality and Family in the Colonial Chesapeake," *Journal of Interdisciplinary History*, VIII (1978), 422.
- (7) Kulikoff, *op.cit.*, 169; Walsh, L.S., "Charles County, Maryland, 1658-1705: A Study of Chesapeake Social and Political Structure" (Michigan State University, 1977), 68 参照。
- (8) Kulikoff, *op.cit.*, 51, 56.
- (9) *Ibid.*, 170; Smith, "Mortality and Family," 422.
- (10) Carr, L.G., "The Development of the Maryland Orphans' Court, 1654-1715," in Land, A.C., Carr, L.G. & Papenfusse, E.C., eds., *Law, Society, and Politics in Early Maryland* (Baltimore, 1977), 43-46, 52; Kulikoff, *op.cit.*, 170-171.
- (11) Walsh, L.S., "Till Death Us Do Part": Marriage and Family in Seventeenth-Century Maryland," in Tate, T.W. & Ammerman, D.L., eds., *The Chesapeake in Seventeenth-Century: Essays on Anglo-American Society* (Chapel Hill, 1979), 147; Rutman, D.B. & Rutman, A.H., "Now-Wives and Sons-in-Law": Parental Death in a Seventeenth-Century Virginia County," in *ibid.*, 163-164.
- (12) Smith, D.B., *Inside the Great House: Planter Family Life in Eighteenth-Century Chesapeake Society* (Ithaca, 1980), 40-41; id., "The Study of the Family," 13.

- (23) Carr, L.G. & Walsh, L.S., "The Planter's Wife: The Experience of White Women in Seventeenth-Century Maryland," *WMQ*, 3rd Ser., XXXIV (1977), 560.

(14) Smith, *Inside the Great House*, 79.

(15) Carr & Walsh, *op. cit.*, 557.

(16) Norton, M.B., "Gender and Defamation in Seventeenth-Century Maryland," *WMQ*, 3rd Ser., XLIV (1987), 35-36.

(17) Kulikoff, *op. cit.*, 172.

(18) Rutman & Rutman, *op. cit.*, 168-169.

(19) Walsh, "Till Death Us Do Part," 152 オリ一タニ・スル・マツル。

(20) Kulikoff, *op. cit.*, 178-179.

(21) *Ibid.*, 103, 179; Carr, L.G. & Walsh, L.S., "Inventories and the Analysis of Wealth and Consumption Patterns in St. Mary's County, Maryland, 1658-1777," *Historical Methods*, XIII (1980), 95.

(22) Tilghman, H., ed., "Letters between the English and American Branches of the Tilghman Family, 1697-1764," *Maryland Historical Magazine*, XXXIII (1938), 162.

(23) Carr & Walsh, "Planter's wife," 570.

(24) Smith, *Inside the Great House*, 239"242.

(25) Kulikoff, *op. cit.*, 173-175.

(26) *Ibid.*, 177. オリ一タニ・スル・マツル。植民地法は、その権力の運用によって、女性の法的権利を保護する (Gun-dersen, J.R. & Gampel, G.V., "Married Women's Legal Status in Eighteenth-Century New York and Virginia," *WMQ*, 3rd Ser., XXXIX (1982), 133-134).

(27) オリ一タニ・スル・マツル。拙稿「ヨーロッパ植民地経済の展開——独立革命への経済的前提——」(『ヰルム』第七〇巻・第五号、一九八七年)、五七頁参照。

- (29) Kulikoff, *op. cit.*, 50-51.
- (30) *Ibid.*, 63.
- (31) १८७५-१९०० लेविन स्मिथ, "Mortality and Family," 13; id., *Inside the Great House*, 40. १८८०-१९००
स्मिथ, अमेरिका (*ibid.*, 21), कुलिकोफ अमेरिका (*op.cit.*, 183) १८८०-१९०० कुलिकोफ अमेरिका १८८०-१९००
- (32) Smith, *op. cit.*, 205-260; Smith, *Inside the Great House*, 44-46.
- (33) Kulikoff, *op. cit.*, 205-260; Smith, *Inside the Great House*, 44-46.
- (34) *Ibid.*, 82, 126. १८८०-१९००
- (35) १८८०-१९००, ग्रिफिथ, L., ed., "English Education for Virginia Youth: Some Eighteenth-Century Ambler Family Letters," *Virginia Magazine of History and Biography*, LXIX (1961), 14, 17; १९०० "Letters of Rev. Jonathan Boucher," *MHM*, VII (1912), 6.
- (36) Smith, *Inside the Great House*, 40-42.
- (37) १८८०-१९०० टिल्हमन, ed., *op. cit.*, 167, 173-174; १८८०-१९०० "Letters from Colonel Levin Joynes to Ann, His Wife: February 9, 1780-December 28, 1790," *VMHB*, LVI (1948), 149, 150-151, 152, 153; १८८०-१९०० प्लेसेंट्स, J.H., ed., "Letters of Molly and Hetty Tilghman: Eighteenth Century Gossip of Two Maryland Girls," *MHM*, XXI (1926), 33, 232; १८८०-१९०० "Hollyday Family Papers, 1607-1905, Queen Anne's and Talbot Counties, Maryland, MS. 1317," in Stampp, K.M., et al., eds., *Records of Ante-Bellum Southern Plantations from the Revolution through the Civil War, Series D: Selections from the Maryland Historical Society* (Frederick, 1985), Reel 1/0994, Reel 2/0216.
- (38) १८८०-१९०० "Journal of Col. James Gordon, of Lancaster County, Va.," *WMQ*, 1st Ser., XI (1903), 105, 105, 110, 110, 227, 227, 228, 233, 233; १८८०-१९०० *ibid.*, 230, 232, 232, 232, 232.
- (39) Henretta, J.A., *The Evolution of American Society, 1700-1815: An Interdisciplinary Analysis* (Lexington, 1973), 91.
- (40) Kulikoff, *op. cit.*, 199-202.

- (44) Menard, "Economy and Society," 423; Earle, *op. cit.*, 205; Clemens, P.G.E., *The Atlantic Economy and Colonial Maryland's Eastern Shore: From Tobacco to Grain* (Ithaca, 1980), 76 タバコ植民地の「開拓地」の規模の計算。
- (45) Smith, *Inside the Great House*, 234.
- (46) 不動産の分配は、*ibid.*, 242-246; 貯運は、*ibid.*, 246-247, Kulikoff, *op. cit.*, 202.
- (47) *Ibid.*, 191.
- (48) Smith, *Inside the Great House*, 247-248.
- (49) Kulikoff, A., "Tobacco and Slaves: Population, Economy and Society in Eighteenth-Century Prince George's County, Maryland" (Brandeis University, 1976), 134-135 参照。

(大学院後期課程資料)